

杉並区議会情報公開条例施行規程

(平成12年3月21日議長訓令甲第1号)

[注] 平成17年4月から改正経過を注記した。

改正 平成13年10月1日議長訓令甲第3号 平成17年4月1日議長訓令甲第1号
平成28年3月31日議長訓令甲第1号

(目的)

第1条 この規程は、杉並区議会情報公開条例（平成12年杉並区条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報公開請求書)

第3条 条例第10条第1項に規定する請求書は、区議会情報公開請求書（第1号様式）とする。

(可否決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項及び第2項に規定する通知は、区議会情報公開可否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

2 条例第11条第5項に規定する通知は、区議会情報公開決定期間延長通知書（第3号様式）によるものとする。

3 条例第12条に規定する通知は、区議会情報公開決定期間特例延長通知書（第4号様式）によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第13条第1項に規定する事項は、当該情報を管理することとなった年月日、区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報の内容その他必要な事項とする。

2 議長は、条例第13条第1項の規定により、第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、区議会情報公開意見照会書（第5号様式）により通知する。

3 議長は、条例第13条第2項の規定により第三者から反対意見書が提出された場合において、公開決定をしたときは、直ちに区議会情報公開決定に係る通知書（第6号様式）により当該第三者に通知するものとする。

(公開の方法)

第6条 条例第14条第1項に規定する情報の公開は、議長が指定する日時に区議会事務局において行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープに記録された電磁的記録を除く。以下次項において同じ。）を公開する方法は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

3 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を処理装置又は専用機器により再生したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により公開を行うことができる。

4 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、視聴により行う。

(情報の写しの交付等に要する費用の納付)

第7条 条例第18条第2項の規定による情報の写しの交付等に要する費用の額は、区長

部局の例による。

(検索資料の作成等)

第8条 条例第21条の規定による情報の検索資料は、議長が別に定める文書分類表とし、区議会事務局に備えるものとする。

(運用状況の公表)

第9条 条例第22条に規定する運用状況の公表は、議会だより等により行うものとする。

2 前項に規定する公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公開の請求の状況

(2) 公開又は非公開の決定の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか議長が必要と認める事項

(その他)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

区議会情報公開請求書

請求日 年 月 日

杉並区議会議長 へ

請求者 住所・所在地
氏 名
連絡先

杉並区議会情報公開条例第10条の規定に基づき、次のとおり情報の公開を請求します。

1 情報を特定
するために必
要な事項

2 請求の区分

閲 覧

視 聴

写しの交付等

3 備 考

区議会情報公開可否決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

杉並区議会議長

印

年 月 日に請求のありました杉並区議会の情報公開請求については、次のとおり決定しましたので、杉並区議会情報公開条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき通知します。

| | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 1 情報の件名等 | |
| 2 決定の区分 | |
| 3 情報公開する日時・場所 | 年 月 日 (曜日) 時 分に 杉並区議会事務局へお越してください。 |
| 4 情報公開することができない理由 | |
| 5 情報公開できる予定 | |

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

区議会情報公開決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区議会議長

印

年 月 日に請求のありました杉並区議会の情報公開請求については、次のとおり期間内に決定することができないため、杉並区議会情報公開条例第11条第5項の規定に基づき、決定期間を延長したので通知します。

| | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1 情報の件名等 | |
| 2 延長の理由 | |
| 3 杉並区議会情報公開条例第11条第3項の規定による決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 4 延長後の決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |

区議会情報公開決定期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

杉並区議会議長

印

年 月 日に請求のありました杉並区議会の情報公開請求については、次のとおり期間内に決定することができないため、杉並区議会情報公開条例第12条の規定に基づき、決定期間を延長したので通知します。

| | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1 情報の件名等 | |
| 2 延長の理由 | |
| 3 杉並区議会情報公開条例第11条第3項の規定による決定期間 | <p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p> |
| 4 延長後の決定期間 | <p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p> |
| 5 上記期間内に決定する部分 | |
| 6 残りの情報について公開決定等をする期間 | <p>年 月 日 から</p> <p>年 月 日 まで</p> |

第 号

年 月 日

区議会情報公開意見照会書

様

杉並区議会議長 印

杉並区議会情報公開条例第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる情報公開請求に係る情報公開決定についてご意見がありましたら、別紙「区議会情報公開決定に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

| | |
|----------------------------|--|
| 1 情報公開請求に係る情報の件名及び作成・取得年月日 | |
| 2 情報の内容 | |
| 3 備考 | |

別 紙

区議会情報公開決定に係る意見書

年 月 日

杉並区議会議長

あて

住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付

号で照会のあった件につき、次のとおり回答します。

1 情報の件名

2 情報公開決定に対する
反対意思の有無

有

無

3 意見(情報公開決定に反
対する理由)

第 号
年 月 日

区議会情報公開決定に係る通知書

様

杉並区議会議長

印

年 月 日付けの に関する情報公開請求について、杉並区議会情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり情報を公開することを決定したので通知します。

| | |
|---------------|---|
| 1 情報の件名 | |
| 2 情報公開決定の理由 | |
| 3 情報公開する日時・場所 | 年 月 日 (曜日) 時 分に 杉並区議会事務局において情報を公開します。 |

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。